


新型コロナウイルス感染症 資金面の対応

新型コロナウイルスの感染の拡大防止策もあり、飲食・宿泊業や卸小売等業種を問わず幅広く影響が出てきました。企業によっては緊急の資金確保や、今後の資金繰り・資金調達等の対策が急務です。

政府等が次々に発表した**対策第1段**を**3月8日現在の情報**でご紹介いたします。さらに下記に加えて、**中小・小規模事業者に対する実質的に無利子・無担保の融資を創設**としてしています。これら第2段の対策を今月10日までに取りまとめることをめざしています。

1. 資金調達関係 金融機関への相談を早めに行いましょう


対応窓口	手段	内容
山形県 中小企業 振興課	県商工業 振興資金	<p>感染拡大の影響が著しい中小企業・小規模事業者に対しての、無利子の融資。3月4日から相談開始、3月16日から融資開始</p> <p>(1) 対象となる条件 直近1ヶ月の売上が前年同期比で▲50%以上減少、かつ、さらに今後2ヶ月の売上が同▲30%以上減少見込み</p> <p>(2) 貸出利率は0%</p> <p>(3) 貸付限度額は5千万円以内</p> <p>(4) 貸付期間は10年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p>金融機関に迅速な審査を要請</p> 
保証協会 (各都道府県)	セーフティネット保証第4号 (突発的災害) 適用の借入	<p>(1) 対象: 幅広い業種と全国で適用対象</p> <p>(2) 一般枠とは別枠で最大2億8千万円の借入債務の100%を保証 売上高前年同月比▲20%以上減少等の要件あり</p>
	セーフティネット保証第5号 適用の借入	<p>(1) 対象: 特に重大な影響が生じている業種として、宿泊業、飲食業などの40業種が追加指定された</p> <p>(2) 一般枠とは別枠(最大2億8千万円、第4号と同枠)で借入債務の80%を保証 売上高前年同月比▲5%以上減少等の要件あり</p>
<p>必要な手続き</p> <p>1. 本店所在地の市区町村に認定申請を行う。⇒ 2. 認定書をもとに保証協会に申込み ⇒ 3. 保証協会の審査</p>		
金融機関等 (政府系、民間)	新規貸出・ 条件変更	<p>政府系金融機関(日本政策金融公庫、商工中金等)及び民間金融機関等に、次の配慮をするように政府が要請している</p> <p>(1) 適時適切な貸出</p> <p>(2) 返済猶予等の既往債務の条件変更</p> <p>(3) 企業の実績に応じた十分な対応</p> <p>(4) 元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更に迅速・柔軟に対応のこと(金融庁)</p>
日本政策 金融公庫	経営環境変化 対応資金 (セーフティ ネット貸付)	<p>社会的経済的環境の変化等外的要因で一時的に売上が減少したが、中長期的に業績の回復・発展見込みがある中小企業者</p> <p>(1) 売上高が5%以上減少といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も融資対象になった</p> <p>(2) 国民事業(国金)の場合 融資限度額 4,800万円、基準金利 1.91% 運転資金の場合、期間 8年以内、うち据置期間3年以内</p> <p>(3) 中小事業の場合、融資限度額 7.2億円、基準金利 1.11%</p>
	衛生環境激変 対策 特別貸付	<p>感染症などによる衛生環境の著しい変化に起因する一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店・喫茶店営業者で、最近1ヶ月の売上高が前年比で▲10%以上で、かつ今後も減少が見込まれるが、中長期的に業績回復・発展が見込まれる事業者</p> <p>(1) 資金用途: 運転資金</p> <p>(2) 融資限度額 1,000万円(旅館業は別枠 3,000万円)</p> <p>(3) 基準金利 1.91%</p>

2. 雇用調整助成金の特例措置(厚生労働省) これは有効に活用したいものです

雇用調整助成金とは	経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。
対象事業者	「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」と幅広くなった。
生産指標	最近1か月の販売量、売上高等が、前年同期に比べ▲10%以上減少で該当。
助成率	中小企業は2/3、大企業は1/2 (1人あたり1日 8,330 円が上限)
支給限度日数	1年間で最大100日(3年間で最大150日)
休業等計画届(事後提出可能)	休業等の初日が令和2年1月24日から同年7月23日までの場合には、本来事前に提出する「休業等計画届」を、5月31日までの提出で適用可能となった
雇用指標	最近3ヶ月の雇用量が、対前年比で増加している場合でも対象

追加特例措置(3月中旬に追加予定)

- ・ 就業6ヶ月未満の労働者も対象
- ・ 前回の支給対象期間から1年経過していなくても助成対象、また過去の受給日数に関係なく限度日数まで受給可能とする(クーリング期間の撤廃)



3. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (厚生労働省 新たな助成金制度の創設)

支援の目的	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職による所得の減少に対応 労働者は正規・非正規を問わない
小学校等とは	小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
対象事業主	臨時休業した小学校等に通う子の世話が必要になった労働者に対し、 年次有給休暇とは別に、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主
支給額	休暇中に支払った賃金相当額の全額 ただし日額 8,330 円が上限
適用日	令和2年2月27日～3月31日までの間に取得した休暇

経済産業省の特設 HP 上で、上記に係る資料を掲載しております。



随時対応策、その適用要件等が更新されておりますので、最新の状況は「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」でネット検索するか、右記 QR コードを読み取りの上ご参照下さい。又、厚生労働省・金融庁のサイトもあわせてご覧下さい。



@ 3月の予定

- 3/10 ・ 2月分源泉所得税
・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 3/31 ・ 1月決算法人の確定申告
・ 4,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

